(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。
ア　具体的な事例を取り上げて演習などを行い，高齢者の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。
イ　〔指導項目〕の(4)については，学科の特色に応じて，その概要を扱う程度とすることができること。
(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
ア　〔指導項目〕の(1)については，高齢者が人間としての尊厳を保ち，自立した生活が送れるよう支援することの重要性について扱うこと。
イ　〔指導項目〕の(2)については，高齢者の健康状態と生活行動の相互作用を理解し，生活を支えるための看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。
ウ　〔指導項目〕の(3)については，診療を受ける高齢者の病期別の看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。
エ　〔指導項目〕の(4)については，高齢者に多い健康障害とその治療に関する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

第７　小児看護
１　目　標
看護の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，小児看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 小児看護について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
(2) 小児看護に関する多様な課題を発見し，看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
(3) 小児看護について，よりよい看護の実践を目指して自ら学び，小児の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
２　内　容
１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕
(1) 小児の健康と看護
ア　小児の健康の特徴
イ　小児の保健と福祉
ウ　小児看護の特徴

エ　小児看護の倫理的課題
(2) 小児各期の健康課題と看護
ア　新生児期・乳児期
イ　幼児期
ウ　学童期
エ　思春期
(3) 診療を受ける小児の看護
ア　診療に伴う看護
イ　急性期
ウ　慢性期
エ　終末期
３　内容の取扱い
(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。
ア　〔指導項目〕の(2)及び(3)については，具体的な事例を取り上げて演習などを行い，小児の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。
イ　〔指導項目〕の(3)については，学科の特色に応じて，扱わないことができること。
(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
ア　〔指導項目〕の(1)については，小児保健及び倫理的課題の現状を扱うこと。
イ　〔指導項目〕の(2)については，健康課題を小児各期の成長・発達の特徴と関連付けて扱うこと。
ウ　〔指導項目〕の(3)については，診療を受ける小児とその家族に対する病期別の看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

第８　母性看護
１　目　標
看護の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，母性看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 母性看護について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
(2) 母性看護に関する多様な課題を発見し，看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。